第４　端数処理、弁済充当の順序

更生担保権者又は更生債権者への弁済額の算出にあたっては、免除額につき１円未満の端数は切り捨てる。

また、弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、別段の定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別段の定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第５　利息及び損害金

本更生計画の定めによる弁済には、利息及び損害金を付さない。

第４章　共益債権の弁済

第１節　支払共益債権

更生会社が更生手続開始決定日から令和７年７月31日までに支払った共益債権は、別表８「共益債権支払実績及び未払残高表（令和７年７月31日現在）」記載のとおりである。

第２節　未払共益債権

令和７年７月31日現在の未払共益債権は、別表８「共益債権支払実績及び未払残高表（令和７年７月31日現在）」記載のとおりである。

第３節　共益債権の弁済方法

未払共益債権及び令和７年８月１日から更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、更生会社が保有する現預金をもって随時弁済する。

第５章　未確定更生債権の措置

（期限までに査定申立てがなかったので該当なし）

第６章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、担保変換した預金質権の解放金、更生会社が保有する現預金その他資産処分及び債権回収による回収金等をもってこれに充てる。

第２節　予想超過収益金の使途

本会社更生手続中に予想超過収益が生じた場合には、更生計画の遂行に必要な費用及び追加弁済の原資に充てる。

第７章　担保権の措置

第１節　存続する担保権（他の担保権から変換された預金質権）

別表10「存続する担保権一覧表（預金を目的とする質権）」記載の担保権（担保変換後の預金質権）は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の限度で存続する。

同表記載の質権については、管財人が第３章第１節の定めに基づき弁済をする日の２週間前の日から弁済をする日の前日までに、当該担保権者に対して質権の消滅を求めたときは、当該担保権者は当該質権の消滅のために必要な手続を行わなければならない。

第２節　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権で、前節に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権は、更生計画認可決定日に全て消滅する。

第８章　更生会社の措置

第１節　株式の取得及び消却

第１　株式の取得

更生会社は、後記第３節に定める募集株式にかかる金銭の払い込みがされる日（以下「募集株式効力発生日」という。）に、更生会社の発行済株式の全部（自己株式を除く。）を無償で取得する。

第２　株式の消却

更生会社は、募集株式効力発生日に、前記第１の株式を取得すると同時に、前記第１により取得したものも含む自己株式全部を消却する。

第２節　資本金の額の減少等

第１　資本金等の額の減少

１　減少する資本金の額
50,000,000円

２　減少する資本準備金の額
761,400円

３　効力発生日
更生計画認可決定日

第２　欠損の填補

資本金及び資本準備金の額の減少により生じる剰余金は、募集株式効力発生日に欠損の填補に充てる。

第３節　募集株式の発行

第１　募集株式を引き受ける者の募集

以下のとおり募集株式を発行する。

１　募集株式の種類　普通株式
２　募集株式の数　１株
３　募集株式１株当たりの払込金額
１円
４　払込期間

更生計画認可決定日から１か月を経過する日までの間とする。ただし、合理的理由がある場合は、裁判所の許可を得て払込期間を延長することができる。

５　増加する資本金の額　１円
６　増加する資本準備金　０円

第２　募集株式の割当て

募集株式は、裁判所の許可を得て管財人が指定する者に割り当てる。

第４節　配当の制限

更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行わない。

第５節　定款の変更

更生会社は、更生計画認可決定日をもって、更生会社の定款の一部を別表11「定款変更表」記載のとおり、変更する。ただし、同表のうち「第２章　株式」に関する部分は、募集株式効力発生日をもって、変更する。

第６節　機関の変更

第１　更生会社は、会社法の規定にかかわらず、取締役会を設置しない会社とする。

第２　更生会社の取締役の員数は、１名とする。

第３　更生会社に監査役を置かない。

第７節　役員の選任等

更生計画認可決定日現在の更生会社の代表取締役、取締役、監査役は、更生計画認可決定日をもってすべて退任し、新しい取締役は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。任期内に役員の変更、補充もしくは増員の必要が生じたとき、又は役員の任期が満了したときは、管財人が裁判所の許可を得て選任する。

第８節　会社の解散及び清算

第１　会社の解散

更生会社は、更生計画認可決定後、管財人が裁判所の許可を得て決定する日に解散する。更生会社を解散した時に、株主は、議決権、残余財産分配請求権、その他会社法上の権利を一切失う。

第２　清算人の選任

更生会社の清算人は、管財人が裁判所の許可を得て選任する。管財人は、清算人の変更、補充又は増員の必要が生じたとき裁判所の許可を得てこれを行う。

第３　清算業務

管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理、処分、租税等の請求権の納付、更生債権等に対する弁済、その他更生計画の遂行及び会社の清算に必要な業務を行う。

第９章　争いの落着しない権利に関する措置

更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは、管財人において訴訟、和解又は調停等を遂行する。和解又は調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可（包括許可を含む。）を得て行う。

更生手続終結後は、更生会社において適正妥当な解決を図る。

なお、更生計画案提出時点において重要な裁判上の争訟は存在しない。

第10章　その他の事項

会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。

別表１乃至11　（省略）

東京地方裁判所民事第20部